

第 46 回 岩手県環境審議会大気部会 会議録

1 開催日時

令和 4 年 7 月 28 日（木）14：30～

2 開催場所

エスポワールいわて 小会議室

3 出席者（敬称略、50 音順）

【委員】

小野澤 章子（リモート）

齊藤 貢

丹野 高三

小野寺 真澄（リモート）

滝川 佐波子

【専門委員】

古谷 博秀

中田 俊彦

五十嵐 圭介

井上 直己（リモート）

【事務局（岩手県環境生活部環境企画室）】

グリーン社会推進課長 高橋 政喜

特命課長 森 英介

総括主任主査 川端 徹

主査 鎌田 憲光

主査 菊池 智也

主査 松本 聡

主査 晴山 久美子

主事 平田 希

4 議 事

- (1) 部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について
- (2) 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しについて
- (3) その他

○環境生活企画室 川端主任主査

ただ今から「第46回岩手県環境審議会大気部会」を開催いたします。事務局の司会進行を務めます県庁環境生活企画室川端でございます。よろしくお願いいたします。ご出席いただいている委員の皆様は総数6名のうち4名のご出席であり、半数以上となっておりますので、岩手県環境審議会条例第8条第4項の規定により準用される同条例第7条第1項の規定により、会議が成立していることを御報告申し上げます。なお本日の会議は、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議録を県のホームページで公開することとじていますので、あらかじめご了承願います。では初めに、環境生活企画室グリーン社会推進課長、高橋の方からご挨拶を申し上げます。

○環境生活企画室 高橋課長

皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。リモートの皆様も含めまして、本日はお忙しい中、多数のご参加ありがとうございます。なお滝川委員は若干遅れて参りますので、途中から参加ということになっております。

本日の議題は資料をお送りいたしております通り、実行計画の素案を事務局の方で作成いたしました。そちらについてご議論をいただきたいと思っております。前回の部会、或いは個別にお邪魔して御意見を伺ってまいりまして、素案までこぎつけております。素案については大きく見直しのポイントが4つあるということで、削減目標というのはどうしても目立って数字が出てしまいますが、削減目標のみならず、それを達成するためにどのような取組が、県、或いは市町村、事業者、県民の皆様に必要なのか。そういった視点からも積極的に、ご忌憚のない御意見をいただければと思います。本日いただきました御意見につきましては、素案の修正に反映をいたしまして、次回は答申案という形でまた皆様にお示しする予定になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境生活企画室 川端主任主査

それでは、議事に入る前に東北地方環境事務所の伊藤専門委員が御退任されまして、新たに同じく東北地方環境事務所の井上直己地域脱炭素室長に専門委員に御就任いただいておりますので、御報告いたします。

これ以降の進行は丹野部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○丹野部会長

皆さんこんにちは。本日、見直し案について御提示があると思っておりますので、活発な御意見をいただければと思います。

それでは、次第によりまして議事を進めて参ります。議事の(1)第2次岩手県地域温暖化対策実行計画の進捗状況について事務局からお願いします。

○環境生活企画室 森特命課長

環境生活企画室、森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明をさせ

ていただきます。

資料の 1 を御覧いただければと思います。資料 1、「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画の目標と各施策の推進目標」これは、前回の部会で速報として御報告させていただいたものであります。

今回新たに実績値が変わったものがございまして、改めて報告させていただきます。

まず、計画の目標、項目 1 番から 3 番までになりますけれども、ここについては大きく変更はございません。温室効果ガス排出削減割合につきましては 10 月ごろ、例年取りまとめをすることになっております。

次の再生可能エネルギーによる電力自給率につきましては、つい先日「電力調査統計」の 2021 年度計が公表されたところであり、現在数値を取りまとめているような状況でございます。

その下、施策の推進目標の数値で、前回の部会から更新されたところを御説明いたします。まず項目番号 12、省エネルギー対策の推進、「③地域における省エネルギー化」の「三セク鉄道・バス 1 人当たりの年間利用回数」という項目になります。これは 2021 年実績が 10.2 回と、2020 年の 10.5 回に比べてわずかに減少となっております。

次のページに参りまして、項目番号 23、再生可能エネルギーの導入促進の「④多様なエネルギーの有効利用」、「ペレットの利用量」という項目になります。こちらについては 2021 年の実績が 3,342 t と、2020 年度に比べてわずかな減少となっております。

続いて項目番号 25、「①森林吸収減対策」の「間伐材利用率」の数字になります。こちらにつきましては 2021 年度実績が 42.5%、2020 年度から 0.5 ポイントの増加となっております。

続いてその下、項目番号 26「再造林面積」とありますけれども、2021 年度に設置額 993ha と、2020 年度から 117ha の増加となっております。

最後に項目番号 31、多様な手法による地球温暖化対策の推進「③基盤的施策」の一つ目。地球温暖化防止への対応している県民の割合でありますけれども、こちらは 2021 年度の実績が 79.9%と、2020 年度から 3.9%増加となっております。

なおこの他の脱炭素取組の全体の評価につきましては、例年 2 月に開催をしています県の環境審議会で報告をしています「環境報告書」において取りまとめて公表しているところになります。資料 1 の説明は以上でございます。

○丹野部会長

ありがとうございます。オンライン出席の委員の皆様、事務局の説明は聞きとれましたでしょうか。

ただいまの説明について、御質問や御意見等ありますでしょうか。

○中田専門委員

前回の、意見に対しての対応事項というところがあります、私が申し上げた所がここに影響しているので、あえてフォローをします。前回、民生部門を家庭と業務に分けたほうが良

いと発言してという説明をして、分けて頂きました。ありがとうございました。

私自身が誤解しました、家庭の暮らしと例えるのは、何となく分かりますけど、業務は産業に例えると、産業部門というのは別にあって、いわゆる鉄鋼とか、機械とか、農業とか私もそう思ったならこれは業務だと思うので。やはりここは、業務、いわゆるオフィスビルですね、そういう事が分かるほうがいいと思いました。言葉の事ですね。今は12~15まで③の地域における省エネルギー化というのは、はっきり言うと全部交通関係なので、これは交通とか運輸とかそういう言葉があったほうがいいだろうと思いました。

まとめると、いわゆるCO2系から出している用語ですけど、すべてエネルギーの用語と表裏一体で、国の総エネルギー統計、都道府県統計は家庭業務ほか、運輸、貨物、旅客機、となっていますが、今時代として全部そこと全ての整合性が問われるようになってきたので、あまり環境系だけ少し言葉をアレンジすることによって、分かる人が分からなくなってしまうような時代によくようになってきたかと、改めて反省と思いました。以上ご参考までに。

○環境生活企画室 森特命課長

ありがとうございます。この施策の目標ですとか推進指標につきましても、今回の見直しで、改めて項目名ですとか指標の単位等についても見直しをさせていただきたいと思いません御意見ありがとうございます。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか。オンラインで参加の委員の皆様御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしければ、話に移りたいと思います。

次に議事の(2)、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しについて移ります。

今回の実行計画の見直しについては大きく四つの見直し事項があり、事務局でその要点についてそれぞれ資料を用意しています。その事項ごとに、事務局の説明と質疑応答を行い、最後に、全体的な質疑応答を行うとさせていただきたいと思いません。それでは事務局から説明お願いいたします。

○環境生活企画室 森特命課長

はい。それでは説明をさせていただきます。資料2-1をお開きください。カラーの2-1でございます。

まず今回の実行計画の見直しの全般的なところについての概要で説明をさせていただきたいと思いません。一番左上、第1章「計画の基本的事項」でありますけれども、この中のアンダーライン引いてあるところ、計画期間につきましては2021年度から2030年度ということで、変更はございません。

また、一番下のところでありますけれども、温対法の改正ですとか、国の温室効果ガス削減目標の引き上げなど、社会情勢の変化を踏まえまして、実行計画の見直しを行うことを記載しております。

続きまして、第2章「本県の地域特性」、第3章「地球温暖化の現状と課題」この二つの

章につきましては国内外の動向でありますとか、統計データなど直近の数字に更新しております。

続きまして、第4章「温室効果ガス排出量等の現況と将来予測」でございます。左下のグラフ、これは前回の部会で御説明をしたものを加えているものでありますけれども、温室効果ガス排出量更新しております。

直近では2018年度の数値が入っております、13,597千tと県の総排出量、数字の記載をしております。

その右側は再生可能エネルギーの導入状況となります。その本文中には、最大の発電能力を示す設備容量「MW」というものと、実際に発電した量を示します発電量、「MWh」のグラフを記載しておりますけれども、この概要では、MW、設備容量のグラフを記載しております。

一番右、2020年度、最大で全体で1,595MWの導入量がある事になっております。

続きまして第5章「計画の目標」となります。目指す姿、省エネルギーと「再生エネルギーで実現する豊かな生活と持続可能な脱炭素社会」こちらにつきましては現行計画から変更はございません。

2030年度目標は変わっております、温室効果ガス排出削減割合が2013年度比で57%削減。また再生可能エネルギーの電力自給率が66%。森林吸収量の見込みが、1,416千tということで数字を変えております。後程御説明いたします。

第6章「目標の達成に向けた対策の施策」であります。現在、県の全庁で検討を進めております「いわて県民計画」の次期アクションプランの策定と併せて、この内容の検討を行っているところでございます。次の来年度の予算ですとか制度、そういった状況も踏まえながら施策の内容の充実を図りまして、来年度当初予算の公表がされます、来年の2月の部会までにはこういった事業の内容も盛り込んで修正を行っていきたいと思っております。

第7章「地球温暖化への適応策」とあります。こちらについては、分野ごとの主な影響と将来予測を更新いたしました。また、具体的な対応策案を記載しております。こちらについても後程御説明をいたします。

第8章「各主体の役割と計画の推進」になります。青い箱囲みのところになりますけれども、今回新たな削減目標を達成するために計画の推進体制の強化について記載の追加をしております。

県民や事業者との取組の促進につきましては、「温暖化防止いわて県民会議」の強化。また市町村の脱炭素の取組を促進するため、市町村との連携の一層の強化。また県、県庁の取組そのものを推進するために、岩手県地球温暖化対策推進本部、ここにおける計画の推進、進行管理体制の強化を記載しております。

それでは続きまして、削減の資料の3-1を御覧頂ければと思います。資料の3-1になります。

第45回大気審議部会等における委員意見の対応ということで、前回の部会や、またその他専門委員の方からいただいた御意見について県の対応をまとめたものとなっております。かいつまんでご紹介をさせていただきます。

項目の1～2、温室効果ガス排出量についてです。今回、国の目標を上回るような目標値の設定をさせていただいております。今後、産業界や商工関係団体からも御意見をいただきながら策定作業を進めていきたいと思っています。

項目の3、環境配慮基準について、環境省のマニュアルを踏まえて基準の検討を今行っているところであります。

項目の4、脱炭素先行地域につきましては、市町村と県との連携については、現在助言を行っておりますほか、連携の一層強化を図ることとしております。

項目5、6番につきましては、対策と施策目標についての御意見でございますので、今後の施策の具体化の中で反映をさせていただきたいと思っております。

3ページになります。専門委員からいただいた御意見であります。項目1につきましてはデータのリファレンスでありますけれども、各図表等については都度、出典を示しております。また先ほど御意見をいただきましたけれども、民生部門、家庭部門の分離につきましてはそれぞれ、暮らし、産業に振り分けて整理をさせていただいております。

また、単位系の整理につきましては、後ほど説明を申し上げますけれども、県の目標値は、CO2 トンで示されております国の目標値、これを算定の基礎としていることから、削減目標の目標値そのものを、燃料消費量で示すことは難しいと考えてございます。

しかしながら、毎年公表しています県の温室効果ガスの排出量の推定値につきましては、燃料消費量で示すことを検討していきたいと考えております。

続きまして4、再生可能エネルギーの整理につきましては、導入容量と電力需要となっております。

項目5、6番につきましては、施策の対策と推進目標についての御意見でありますので、今後検討させていただければと思っております。項目7、地産地消用の工場等における再エネの取扱いにつきましては、県の方で1MW以上の再エネ自家発電設備の電力量について把握しております、すでに発電電力量を算入しているところであります。

項目の8、検討状況の重要性でございますけれども、送配電線網の増強につきましては、県もこれまでも要望を行っております、引き続き働きかけをしていきたいと思っております。

項目の9、水素エネルギー導入計画につきましては、県も水素利活用勉強会というものを出発点として企業や関係団体で行っております、引き続き企業関係団体と協力をして利活用を進めていきたいと考えております。資料の3-1の説明は以上でございます。

引き続き、説明を続けさせていただきます。

資料の3-2を御覧いただければと思います。「温室効果ガス排出削減目標について」資料3-2でございます。

先ほど説明をいたしました57%削減、この内容について改めて御説明をさせていただきます。

(1) 目標値でございます。この目標値の設定に当たりましては、現行の実行計画の考え方を基本としております。

①削減対策と、現状すう勢ケースに基づく削減量、今後追加的な対策を見込まないまま推移

した場合の削減量と、国の地球温暖化対策計画の削減量を本県の産業人口、産業構造や人口など地域特性を表す指標により案分した削減可能量。また、再生可能エネルギー導入量削減効果、これを①の削減対策としております。

これに加えまして、②森林吸収による削減効果を足し合わせて 57%というような数字設定したところであります。

左下の表になります。削減対策と、全体として 6,774 千 t 削減、割合として 40%削減ということになります。そのうち、再生可能エネルギーの導入として 104 万 t、7%分。森林吸収による削減効果につきましては 1,416 千 t、10%分。合計で 57%分という事で数字を出しております。

右側のグラフでありますけれども、この 2030 年 57%減という目標を目指して取り組んで、更にその先の 2050 年度の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取組を進めていきたいと考えております。

次のページを御覧ください。これは温室効果ガス排出量、削減量を部門別に示した表でございます。部門別の削減率を大きい順に民生業務部門、これは小売店やサービス業が入っている事業でございますがこれは 50%、民生家庭部門が 57%、産業部門が 41%、運輸部門 32%等となっております。

赤い線で囲ったところになりますけれども、排出量の削減につきましては、エネルギー、二酸化炭素、この排出量を削減することが、非常に重要と考えておまして、産業、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門それぞれに対策を講じていく必要があると考えております。

次のページを御覧いただければと思います。少し細かい表で恐縮です。これは今、御説明をいたしました各部門の削減量をどのように算定したか、具体的な算定方法を示した表になります。

これは国の温暖化対策計画に掲げられています各部門の対策と、全国の排出削減見込量を按分指標、岩手県の地域特性等を示す指標によって按分をして、岩手県の削減見込み量を項目ごとに足して算出をしているものであります。

例えば、産業部門の一番上でありますけれども、高効率空調の導入、というものがございます。ここにつきましては、全国の排出削減見込み量が 64 万 t。これを製造業のエネルギー消費量という指標で岩手県分を按分しまして、岩手県の削減見込量として 7,500 t というような数字を出しております。

産業部門につきましては、上から四つめ以降になりますけれども低炭素工業炉の導入でありますとか、産業用モーターの導入、高性能ボイラーの導入、コージェネレーションの導入、また真ん中下辺りにあります施設園芸におけるハウス栽培になりますけれども省エネ設備の導入、こういったものが CO2 の削減に大きく寄与すると考えてございます。

次のページに参りまして、民生業務部門になります。民生業務部門につきましては、新築建築物における省エネ基準適合の推進でありますとか、ちょっと下になりますけれども、トップランナー制度による地域の省エネ制度の向上、こういったものが二酸化炭素削減の効果があると考えております。

同様に、民生家庭部門につきましては、新築住宅における省エネ基準適合の推進でありま

すとか、高効率給湯や高効率照明導入といったものになります。

運輸部門につきましては、次世代自動車の普及、燃費改善、次のページに参りまして5ページになります。運輸部門の中ほど、トラック移送の効率化、こういったことがCO2削減の大きな効果になろうと思います。

エネルギー転換部門につきましては、火力発電の効率化、安全が確認された原子力発電の活用、再生可能エネルギーの最大限の導入、こういった主に国の政策になろうかと思いますが、こういった取組がCO2の削減に大きく寄与すると考えられます。

部門住宅につきましてはJクレジット制度排出権取引等の制度になります、この制度の活性化が大きな数字となっております。

部門別の削減量はこういった国の計画を基礎にして、県分を積み上げてございますけれども、一番右のところ削減見込み量というような表現をしておりますが、この数字につきましては国の計画においても、国のみならず、地方、県や市町村を含めて、施策を総動員して国として達成を目指す目標として掲げられているものが基礎となっております。

本県におきましても国の施策に加えまして、県内の社会経済状況を踏まえた独自の取組、市町村の取組を促進することによって、オールいわてでこの目標達成に取り組んでいきたいと考えております。

すいません。資料3-2の1ページ、申し訳ありません数字の間違ひがありましたので、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

左の表のところに、削減対策等の合計が40%、6,774千tでその右40%と書いてありますが47%の誤りでございます。訂正いたします。

それで、この計画の目標につきまして素案本体の方で全体の御説明を申し上げます。

方針素案資料2-2になります。第5章41ページ、第5章「計画の目標」でございます。それでは計画目標につきまして、素案本体の方で改めて御説明申し上げます。

41ページ、省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活を持続可能な脱炭素社会の所の変更はございません。続いて42ページ、計画目標温室効果ガス排出削減目標については、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で57%削減することを目指すとしていただいております。

続きまして、43ページの右下表5-3、現状すう勢ケースによる削減という表を御覧いただければと思います。これは削減対策等の内数として整理しているものでございますけれども、現状すう勢ケース、現在以降今後、追加的な施策を取らなかった場合の2030年度の排出量というものを算出しているものであります。2013年度比で401千t、3%の減少を見込んでおります。

これは本県の将来人口推計でありますとか、社会経済の予測等により算定を行ったものでございます。

続きまして44ページ、削減対策の例示という表でございます。これは先ほど説明をいたしました、国目標の削減の内容を少しまとめて記載させていただいております。

45ページ右側中段、赤文字で書いております。最初に説明をし忘れましたが、前回の現行計画から改定をしたところを朱書き赤文字で表記をしております。申し訳ございません

でした。

この中央付近に、「イ 再生可能エネルギー導入用削減量の算定方法」というところでございます。これも削減対策等の内数として整理しているものであります。国の施策と連動して削減した分として71万t。また、県内導入作業再生可能エネルギーの発電の効果分として、33万tということで、合計104万t、7%の削減分となっています。

その下「②森林吸収量の削減量」ということとなります。森林吸収による削減量というのは、林野庁の方で数字の算定をいたしまして県に示されているものとなっております。

数値の年度差が比較的大きな数字となっておりますので、過去5年分の平均値としておりました、2030年においても同等の吸収量による削減を見込んでいるものでございます。

続きまして46ページを御覧いただければと思います。再生可能エネルギー電力自給率の目標でございます。「2030年度再生可能エネルギーによる電力自給率を66%にすることを目指します」と記載させていただいております。

2030年度までの再生可能エネルギーの導入想定量、こちらについては現行計画からは変更はございません。図のグラフの黒い横線といいますか、折れ線になりますけれども電力の需要量、需要電力量が減少する見込みであることから、現行の65%から1%引き上げまして66%の目標となっております。

また現在、久慈等で計画が進められております洋上風力発電につきましては、2030年度より先の稼働を見込んでおりました、2050年度の電力想定量に数字を反映させております。

この洋上風力発電の導入により、2040年ごろには再生可能エネルギーによる県内の電力自給率が100%を超えるのではないかと考えております。削減目標の数字につきましての説明は以上でございます。

○丹野部会長

ありがとうございます。

以上につきまして、御質問や御意見ありますでしょうか。

○中田専門委員

印象としてやはり毎回バージョンが上がってきて、非常に項目が増え数値も増え相当、環境計画が算数になってきたというか、今までの情緒的何か環境行動の物とは全く違った世界に入ってきたのかなと改めて私も感心しておりました。相当な数字を扱いその整合性をとって、目標を作るといのは難易度が非常に高くなってきている。それくらいの専門性も新たに必要になってきていると改めて思っていました。

だからこそ今まではおそらく、こういうものがなかったので環境行動をしよう、環境教育すれば何か良くなるだろうという事で、全員がそれで通っていました。ここまで数字が細かいと、一体これが5年後10年後にこの数字にどのくらい近づいたかという事を確かめてくるという。

昔だとPDCA、今だとKPIということで行動を作ることよりも行動した結果を確認して或いは分析して確認して検証するということが、多分これの手間がまた同じくらい以上10倍

ぐらいの手間がかかってくると思います。

今まではそれを多分してこなかったので、計画作るだけでよかった。計画をこれだけ作っていくと多分5年後10年後にこれを基にして、この同じ有効数字で数字を報道に出していく事が必要になる。

ただ、おそらく今だとできないですね。何一つその県のエビデンスに基づいた物ではなくて全て面積、従業員数、大体国の数値を100分の1に約分したものを使っているの、できないですね。

ですから、それをどうするかというのを、次の5年後の間に考えていくということになるかなと第三者として思いました。

永遠に毎年目標は作るけども、一旦それに対してどうなのか、今はどうなのかも実は本当はよく分かっていないという事に立ち戻ってきてくるのかなと。それもいい事ですよ。今までは意味が分からなくても目標が作れたという事なので、これからは実際納得する行動を作るにはやはり岩手県のエビデンスの精値を上げていく。国のものよりも多分10倍ぐらい上げないと、多分いつまでたっても100分の1の割り算をするしかないという事で、国が良くて悪くても岩手県はそれ以上のことをやっても何も分からないという事が多分次のPDCの時に来るのだろうと改めて思いました。

そういう意味では、ちょっと責任が重いけども皆さんの中でそういうインセンティブがあるのであれば是非それをどこかのケーススタディとして捉えて実際に分析、あるいは5年前に計画した事がどうなのかというのを示していくというのが一つでもあると良いと思う。例えば、カーシェアリングの話があるとか、それで削減見込をどう評価するか。多分私の頭では、すいませんけど出来ないというのが正解です。だから他の県の施策をもう少し、定常的な物が沢山ある政策の中で、極めて環境政策が異質なもので、かつ廃棄物や数字が出るものが違ってくる。ほとんど地元のは測りようがない。空気を測ってもしようがないですから。自戒を込めてお話しします。

あとは表現、先ほど申しげた民生のところですけど、今回たくさん民生家庭、民生業務という、4文字とか6文字が出てきたのは、多分もう民生という2文字はいらなくて家庭と業務というものを独立して扱っていいと思いました。海外ではもう産業、家庭、業務ということで、全てIEAの国際機関を通り世界中同じ事業部門で統一しているので、日本だけが民生という何か民生委員みたいな言葉を使って、分からない。元々多分それは、国の統計上民生が一番エビデンスがないので、残りを全部に民生にしていたと。

作業的にはある程度、エビデンスがあると、家庭は家庭と家計調査の逆算を今でも使っているし、業務は業務他という字を入れて1から引いた残りを分母にしているのが、国の統計です。ですから自信がないから民生という言葉を使っていたので、皆さんがそこまでを任されているならもう家庭と業務と分けてどんどん走っていった方が、表現もスッキリしてもっと明確になると思います。

産業の再生可能エネルギーの電気、これは資料2-2の表の7がとても頭が痛いところではございます。つまり、電力の排出係数が私もよく分かりませんが、今どうでしょう0.591が将来0.250になるという感じですけど今は、もしかしたらもっと悪くなっていき

ちゃんと調べなきゃいけない。今、ガス火力が高いので殆ど止まって石炭火力を動かしている
ので、何とも言えない非常に歯がゆい状態が続いていて、多分8年後に0.45になるような
感じはしないですね。

それによってこの全ての数値が全部影響されていって、影響度合いが1割2割じゃなく
て倍にも変わるかもしれないため、一抹の虚しさを感じています。何かそういうものに、外
生的なものに数字の結果が影響されて目標が達成できないと言われるのは良くないので、
むしろある程度の電力のスペースの幅がある中でこれから県が進めていく様々な施策の効
果をもう少し客観的に主張できるような、逃げしろというと変ですけども、ある程度の数字
の幅を持たせていくのも良いかと思いました。

もう一つ最後に、電力の自給率というのが出てきましたけども。まず数字のパーセンテー
ジを見ると140%で、素朴な気持ちでいうと100%を超えた再エネはどうかという事で
す。多分岩手は再エネのポテンシャルが大きいので、当然他に地域で使って他のゼロカーボ
ンにも貢献できるというのは良い事だと思います。

ここは県としてもっとグリーンな算入項目、そういうスタンスをもっと出していけるは
ずなので、今は全くそれを控え目にされていますけど、そして100%以上になって200%に
なって300%になってもという事を自信持って主張されてできるだけ自然環境にあるの
かなと感じました。

ただ一つ大事なのは、自給率と書いてありますがそれを自給する運用機関が、水力発電以
外は無いわけですよ。だからよく知らない人ほど自給率を100%に近づけている県があり
ますけど、よく知っていると運用しているのは東北全体を継続しているので、どう頑張っ
ても岩手県が100%とか30%というエビデンスはないのです。実際に運用事業者と違う事を
いつまでもこうやって、離れて主張していく事がいいのだろうか。或いはもっと自前で運用
できる、或いは運用している状況を定量化できる何かスキルとか、データの開示を求めてい
くとか。今の電力評価一切、県別のデータ開示が2014年から止まっていますので、これは
県として、環境省の施策を実現するためには必須であるという事を改めて依頼をしていく
事もとても大事なのではないかと思います。以上です。

○丹野部会長

ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○環境生活企画室グリーン社会推進担当 高橋課長

1点だけ、最初に御意見いただきましたエビデンス、PDCAの辺り、まさにその通りです。
今日いただいた御意見も踏まえてどういった形で検証していくかは、しっかり考えなけれ
ばいけないなと思っています。一方で、現状ベースで申し上げると、一つは毎年度の排出量
実績というものを算出しておりますので、まずそれが部門別に出ていますので、それとの比
較分析がある程度出来るなと思っています。後は、中田委員おっしゃいましたけれども、イン
センティブを働かせるような施策があって、実際にどれぐらいのCO2が減ったということ
を見せられるのかどうか。

今、県で実施しているものと、省エネ設備の更新の補助をしています。その時には実際申請される事業者さんから、例えばLED照明に変えた場合にはCO2はこれだけ削減になりますというデータをいただいていますので、そういった取組は他の事業でも出来るのかどうか、そういった辺りをこれから研究したいと思っています。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか。

○古谷委員

御説明ありがとうございます。中田先生からもありましたけど、かなり細かくやっていたいて、これを出されるのは非常に大変だったのではと思います。確かに評価のところを細かく言えば細かくなると非常に大変になっていく、あとはそれを大ざっぱに言った数字が出てくるかもしれません、その関連性も結構難しい事が出てくるとは思っていました。

ただ施策として、これらの項目に対して効果的になりそうな施策を打っていくという意味では県単位でやられる事です。すると凄く働きかけしやすいような、図の表記になるという気はしてきています。

質問ですが、こういったような削減量を出してこられて、それだけを見ても57%の削減に積算上なりますという事だと思いますが、これは国の46%を大きく超えていますけれども、そういう意味では、その国からすると46%削減もかなり大変な状況ですけれども、でも大きく違う所はやっぱり再エネはかなりありますという事と森林がありますという所だと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○森特命課長

委員がおっしゃる通り、一番、本県の特徴として数字を押し上げている要因というのは再エネと森林吸収量の二つであると思います。

○古谷委員

わかりました。それに加えてその先は2050年になる洋上風力があるので、100%を超えるのでは素晴らしいと思います。

ただ、中田先生も気にしておられましたけども、100%を超えた分とか、時間的に全部が全部作った電力を全部県内で消費しているわけではなくて、送ってやりとりしているわけですから、そこはどんどん進めば進むほどということかと思えます。

あと同じ時間帯に出てしまう価値、コスト的な価値が下がるという事があるので、その辺をどうやって上手くやっていくかという事も大きな特徴が必要になっていくのかなということが感想です。ですので、その辺りを是非しっかり、色んなところの関係、あとは電力さん、この人達と議論をしながらどう進めていくのかは重要かと思えます。

非常に特徴であって、押すべきところの森林のカウントの仕方についてです。これはやや控え目にカウントされているのかなと思います。ここ数年では、結構多くなってきている中

で、5年間の平均よりぐっと下がった数字を採用されますけども、逆に言うと間伐を非常に頑張っていて、これ以上に上げていくという方向性もあると思います。そこではなくてこの数字にされた理由は何かあるのでしょうか。

○鎌田主査

環境生活企画室の鎌田と申します。森林吸収については、5年平均ということで、これは現行計画と同じ理由ではありますけれども、毎年の変動が大きいというところもあります。岩手県内5ヶ所に分けて森林計画というものを作っております。5ヵ年で、その計画も5年ごとに更新するというので、計画の更新時に森林の状況をきちんと調査するという事ですので、5年かけると、県内を一周して調査が終わるということもあります。5年平均を採用させていただいているところです。

○古谷委員

わかりました。ここ数年で増えているのは間伐をやっていたからという訳ではなく、その地域が違ってそれでバラバラ感が出ているという事ですか。

○鎌田主査

そういうことも影響していると思います。

○古谷委員

はい。わかりました。ここは岩手県として非常に大きな特徴です。これから先どんどん特に最後の最後ゼロエネにする最後のCO₂をどう減らすかをネガティブエミッションでもやはり、かなり大きな意味を持つ事になると思いますので、この辺は少し県としてもできる部分かなと思いますので少し検討していただいて、目標値を上げるというのではなくてそれをぜひ考えていただくと実質的に減らす方向にいくのではないかと思いますので是非検討いただければと思います。

○丹野部会長

ありがとうございます。オンラインの方で井上委員よろしく申し上げます。

○井上委員

大変興味深く拝見しました。私は今回初めての参加ですのでこれまでの経緯を、よく知らない中での参加となっておりますけども。この削減目標は国が掲げる目標を大きく上回るもので大変野心的で印象深く思っております。これを確実に実施するところを是非進めていけるように我々としても協力できれば幸いと考えております。

私からは、2点。1点目は目指すべき姿、第5章計画の目標、目指す姿というところ。そこについて、ここに書くのは「目指す姿」まさにこれから実現しようとする姿だと認識しています。

私の読み間違いかもしれませんが、例えば一つ目の段落の最後でライフスタイルが確立されているとか、その次の段落でも、豊かな生活が実現しているということで、この全体がもう実現しました、完了しましたという内容に見えてしまいます。

一方で、このライフスタイルが確立されていると書いてありますがこの中を拝見しますと、ライフスタイルをこれから変換していくということで、施策が書いてあります。やはり、これからやっていかなければならない施策だと思しますので、細かい方の指摘かもしれませんが、ここに書くところは、これからどうしていかないといけないのかを書くところかと思しますので、この「確立されている」だともう終わってしまっているのに、ライフスタイル転換の施策も必要ないと見えてしまう。

これをお読みになった県民の皆さんが勘違いしてしまう事を心配しております。実際先ほどの資料1で、地球温暖化防止へ対応している県民の割合が3%増えたということですが、それでも79%でしたでしょうか。そういう割合となっているとこれ非常に高いとは思いますが、それでも、まだまだ脱酸素に向かうにはドライブをかけないといけないのは間違いないので、そういう意味でも、ライフスタイルの転換など、力を入れなければならないと思っています。

目指す姿は、これからどうしていかないといけないのかをお示しする形にしていきたいと思っています。もちろん今現在達成していることを書くことも結構ですが、こうしていかなければならない事を書く大事なところかと思っておりますので、そういうところが私の気づきです。

さらに言うと、これは環境省というよりは個人的な思いかもしれませんがこのライフスタイルというところはエネルギー、自分たちが省エネルギーという観点から書いていただいています。あまりエネルギーを使わないようなライフスタイル、そういった視点は非常に大事ですが、実は私が強く感じる問題意識は、我々の日々の消費、食にしても、日々の買うもの買っては捨てる。我々の消費その裏にある生産、それは途上国、先進国、海外で行っている生産に伴う自然破壊、そしてそれに伴う温暖化の更なる加速化、そういった所は非常に大きいわけで、そういったところを考えると、かなり大きな話になる。

自分たちが電気を消せばいいという問題ではないということが非常に重要なポイントだと思っています。このタイミングでこういった大きな視点を入れるのは非常に難しいのはよく分かりますので、これは私のコメントでありますけれども、そういった消費を通じた温暖化気候変動対策、特に食ですね、これをどうするかというのは大きな関係だと思っております。エシカル消費という視点もありますけれども、これは環境教育に繋がってくると思いますが、そういった視点は重視しているというのが私の個人的な観点。

まだ、政府としても、例えば食に関する温暖化対策というのも、いろいろ食料戦略（農水省）が出しますし、そういった関係が大事なところかと思っておりますので、これはご参考ということで、今後政策を進めるに当たって考えていただければありがたいと思う次第です。

最後に、5章の2「計画の目標」という所ですが、その42ページ、そのグラフですが2018年は、13,597とありますがこれ18%ガクンと減っていた年だと思うので、これ11,891ではないかなと思っておりますが、私見間違いでしたら。

2-1の資料でも11,891とあって、この2018年の数字これ違うのではと思いますのでご確認いただければと思います。

またその下の表5-1というのがございますが、その中でさっきと同じような40%が47%の書き間違いというところが、この下のこの表です、40%と47%だと思いますので、なぜ指摘されたかかもしれませんが、ここも御確認をお願いします。私からは以上です。

○鎌田主査

ありがとうございます。42ページ、5-1の13,597という数字と資料の3-2の図の数値が違うというご指摘かと思います。資料の3-2ですと確か2018年の数値が1,891となっておりますが、これ分かり難くて大変申し訳ありませんが、13,597というものから、再エネと森林吸収量を考慮した分が11,891という事になります。表の1は誤りですので修正させていただきます。

○環境生活企画室グリーン社会推進担当 高橋課長

続きまして目指す姿、ここは表記の仕方ですので、おっしゃる通りのところもあります。我々の意図しているところは将来こういう社会になっているというような表現で統一して書いていたつもりですけれども、本日の御意見を踏まえまして、やはり読まれる方が誤解されるのは我々としても本意ではございませんので、書き方についてもう少し検討させていただきます。

あと、食関係などの点は、計画に盛り込めるかどうかというのも併せて検討しますけれども、今後の事業を展開するに当たって、例えば普及啓発などの点で、きちんとお知らせできる機会があれば、検討していきたいと思っております。

○井上委員

ありがとうございました。目指す姿の書き方、そういうことだったのかと思いましたが、誤解ないように書いていただけると、私のようなものを、誤解があると勿体ないのでぜひよろしくをお願いします。また食とか、消費を通じた対策っていうところを是非参考にしていたければと思います。どうもありがとうございました。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか。

○齊藤委員

先ほど温室効果ガス排出量削減の算定方法については、説明いただいて例えば資料の3-2で全国の排出削減見込量から各項目の岩手県の按分だけ削減するというその算定については理解しました。

前回これまではトータルで41%、2030年の削減目標で今回57%になったというのは、こ

の全国の排出削減の見込み量自体が増えたもので岩手県分も減ったというそういった算定の考え方なのかそれともこの削減見込み量というのは前回の 41%削減時には考えてなくてこれは新たに加えたということなのか、なぜ 41%が 57%まで急激に減ることができたのか、算定の仕方が違ったのかどうかを教えてください。

○鎌田主査

算定の方法につきましては、現行計画も全部同じになります。国の目標値引き上げに伴って、国の計画に記載されている対策によって、想定される削減量自体が上がっておりますので、それで、本県分も上がったという事になります。

○齊藤委員

単純に前回の 41%で計算した策定から、国が策定した削減量が急激に増えた。それで岩手県もその分増えたという解釈で良いという事ですか。

○鎌田主査

そのとおりです。

○齊藤委員

それ以外の施策についても色々と増やしてトータルで 57%になったという理解でよろしいでしょうか。

○鎌田主査

そのとおりです。

○丹野部会長

ありがとうございます。

後で全体の質疑応答もございますので、①については以上にしたいと思います。

○川端主任主査

小野寺様、手が挙がっていたと思います。

○小野寺委員

私もこの段階で意見することかどうかわからないので、あくまでも意見とさせていただきます。

資料の 3-2 の、温室効果ガス排出削減目標についての岩手県の削減見込量という部分があります。オンラインでちょっと聞き取りにくい部分もあったのでもしかしたら聞き落としがあったら申し訳ないです。

この岩手県の削減見込量というのは、どのような算出方法で計算されたのかというのを

まず1点お聞きしたいです。

私、この表が非常に事業者側としては、非常に興味深い数字であると思っています。具体的に非常に分かり易いので、一番はこの削減見込量が何万tに対して何をどう実行すれば、この目標に達するところの数値化があると、より市民、県民に落ちやすいと思いました。

要は効率空調の導入であれば、これが何の量を示して7万tとおっしゃっているのが少し今のところパッと見では分かりません。

これがそもそも県民に対して公表されるものなのかどうなのかも分からないでお話していますが、是非これがあつた方がより具体的に対策として何を求められているのかというのが各方面で分かり易いと思っています。

今後どのような状況になるかによっても、この対策をどう打てるか打てないかっていうでも変わってくるとは思いますが、それで岩手県に参入していらっしゃる大手の企業さん、大手の工場も結構増えている中で、廃棄物はかなり困っている状態になっています。というのは、運輸の部門要は産業廃棄物を運ぶにしても、運輸の部分があります。

これはもう岩手県では、これから入ってくる工場さんの廃棄物を県内で処理することは、ほぼ全てやることができない状態です。

そうすると県内で産業廃棄物の処理に当たるこの焼却に関しては、増えることがないかもしれませんが、運輸の部分でかなり増大すると思います。

その運輸の部分も合わせてですし、この焼却量の削減を、この6万tという数字がどのくらいの量を目指して欲しいのかを各団体に発信していただくとありがたいなと思って聞いておりました。ちょっと何点か質問ありましたのでよろしく願いいたします。

○鎌田主査

まずは目標値の岩手県の削減見込量、算定方法ですけれども、まず資料3-2の3ページ以降の表にはなりますけれども、左側に国の温暖化計画の具体的な対策、そして全国の削減見込量が記載されておまして、それを例えば、産業部門の一番上、高効率空調の導入というものであれば、製造業のエネルギー消費量という合計データがありますので、その全国比と全国値と岩手県の値を按分しまして、そうすると、約1%ですけれども、7.5千tという数字になります。そういったものも各対策に示されておしますので、指標で按分をいたしまして、一番右の岩手県の削減見込量というものを算出、合計したものが全体の削減量となります。

そして、次に御質問あつた例えば、何をすればこういったものがどれくらい減るのかということになりますけれども、なかなかその各項目でこれをこうすれば、岩手県内でこうすればなるよというところを、お示しするのは難しい部分もありますけれども計画ではいわゆる施策ごとに指標を設定して、それを達成することによって温室効果ガスの削減を達成するという事で進捗管理になりますので、県民に対してもそういった形でこれを、数値目標を示しながら、達成に向かって皆でやっていきたいと思いますというものを示しながら進めていくということになるかと思っています。

それと、廃棄物の関係で車両、運搬量が増えるという事ではないかというご心配がありま

したので、確かにその廃棄物が増えていけば、走行距離も増えるという事になるかと思いませんけれども、国でもいわゆる廃棄物の運搬車両等についても、やはり燃費の向上ということで、技術的な部分の開発であったりとかそういったところを進めたり、そういった施策を打ちながら目標値を達成するという事しておりますので、そういったことも含めて運搬量は増えるけれども例えば今よりは燃費が向上するとか、そういった所での達成に向けて頑張るといふことと、増えるにしても増える量を減らす等、そういった事での対応になっていくと思っているところです。

○小野寺委員

廃棄物の事に関しては色々な周辺環境がありますのでそれは別としても、是非もう少し発信をしていただけると良いと思って見ていました。これを求められているというレベル感がちょっと見えない数字になってしまっています。例えばゴミを6万tのCO2を削減しましょうとなった時に、ではどのくらいの量を燃やさないようにしなければならないのですかという具体性をもう少し欲しいなと思っていました。

CO2のカウントに関しては勿論やっておりますので、具体性を持たせる事項、実効性の具体性っていうのはすごく難しいのは分かりますけど、何か1例でも数例でも構わないので、このくらいという数値があるといいなというところあって、私の意見でした。ありがとうございました。

○環境生活企画室グリーン社会推進担当 高橋課長

1点だけ、最後の発信のところ、私でも分かり易い例でいくと、例えば民生家庭というのが真ん中から下のところにありまして、御自宅の照明を高効率なもの、例えばLED照明に変えます。高効率照明の導入というところでずっと右側に行くと、58という数字があります。例えば、これは皆さんが出来るわけではないけれども、それぞれのご家庭で照明をLEDに変えることで、これくらいのCO2削減に貢献できます。というような、お伝えの仕方というのは考えられると思いますので、どういった所ができて、それをどういう場面でお知らせするかというのは、これからしっかりと考えていきたいなと思います。

○小野寺委員

ありがとうございます。もう1点、先ほどの岩手県の削減見込量は岩手県内の産業の分布に合わせた数字になっているという事でよろしいですか。産業構造に合わせた数字になっているという事ですか。

○環境生活企画室グリーン社会推進担当 高橋課長

おっしゃる通りです。

○小野寺委員

わかりました。ありがとうございます。

○小野澤委員

一つ感想と質問が一つございます。今出ている資料3-2ですけれども、2人前の御質問の方も言っていたと思いますが、単純に言ってどうして急に41%減を57%減に出来たのかというのがやはり私が環境の専門ではない事もありますけども、県民の視点から見ると急に凄く下げられるのは何故なのかというのが単純に少し府に落ちない感じがいたします。

先ほどの国の制度の件ですが、その基になっているものの変更に合わせてという事で根拠があるという事だと思いますけども、単純にこの前までの設定は何だったのか、逆にこのマイナス57%が信頼できるかを、丁寧に説明しないといけないのではないかと印象としては、まだ少し納得していない感じは正直ございます。

それで資料3-2の今、直前に小野寺委員が指摘した私もこの資料3-2の各部門の具体的な対策が上がって、こういう事が積み上がっていくという事は良く分かりました。

やはりこれだけあると、実際に実現の可能性が高いものと、物凄い頑張らないと実現できないもので、結構下がるのではないかという気がしまして、この列挙することが重要ですがその実現可能性の強弱と申しますか、そういったものを示す事が出来ると逆にその簡単な方よりも難しい方に力を入れるとか、簡単な物はどんどん進めるとか、そういう目標値を実現するための戦略を考えるのに重要な視点になると思ひまして。そういった実現可能性の高さ低さみたいなものの違いがあるのか、そういったことを示すことができるのか、質問させていただければと思います。以上です。

○森特命課長

削減目標の、岩手県策定見込量のところの御質問でございます。国の目標で見込んでいます排出削減を基礎に岩手県の削減見込量を作っておりますけれども、この積み上げからは、どういった対策がより多くのCO2削減に寄与できるかというのが分かります。

例えば、民生家庭でありますと、新築住宅における省エネ基準の適合、こういったものが、家庭部門で多くCO2の削減を寄与するという事が分かります。あと、これも実際に実現化の可能性が高いか低いかというのは、どちらかといいますと対策や施策の立案のところを考えていきたいと思っております、県として、国や県、市町村それぞれの役割の中で、どういったところの効果が大きく期待ができて、なおかつ即効性がある、または、コストパフォーマンスが良く取り組めるか、そういったところを検討しながら、県の施策に対策の一案につなげていきたいと考えております。

○小野澤委員

分かりました。

今、実際に出来そうなものがどこか、直ぐ着手できるものが何かということが、今後そういう施策の中で明確になっているという事で理解しました。

○丹野部会長

次の説明をお願いします。

○環境生活企画室 森特命課長

資料3-3環境配慮基準について御説明させていただきます。資料3-3でございます。箱が右にありますけれども、温対法の改正によりまして市町村の実行計画において、再生可能エネルギーの導入を進めることなどの地域脱炭素化促進事業の対象となる促進区域、促進事業の対象となる区域と促進区域というのを設定できるようになりました。

この促進区域につきましては、国による省令による基準と県の環境配慮基準というこの二つに基づいて市町村の区域を設定することとされています。この県の配慮基準につきまして県の実行計画の別冊として今回定めようというものであります。

この県の配慮基準につきましては、県の環境影響評価技術審査会、アセスメントの審査をしている審査会において今御意見を伺っているところでございまして、斎藤委員も審査会の方で御審議いただいておりますけれども、これまで7月5日と7月26日に2回、御意見をいただいて今策定を進めているところであります。これについて御説明をいたします。

下の図の地域脱炭素化促進事業の構成でございますけれども、左側、地域脱炭素化促進事業施設といたしまして、太陽光や風力などの再エネ発電設備また右側の地域の脱炭素化の取組として、例えば蓄電池や自営線の整備でありますとか、地域の新電力の会社が再生エネルギーの地域供給の取組に加えて、「地域の環境保全のための取組」「地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組」、こういったものを併せて実行して進めていく事が脱炭素促進事業になります。

次のページをお開きいただければと思います。この地域脱炭素化促進事業というのは、再生エネルギーを導入しようとする事業者が策定をいたしまして、市町村が認定をするという仕組みになっています。

市町村がこの事業認定をいたしますと、幾つかのメリットがございます。その一つがこの表に書いてありますような、許認可手続きの特例がございまして市町村が窓口になることによって、こういった各種の許認可手続きがワンストップされるということ。

もう一つ下のプラスの一番下の行であります。「環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続きの省略」少し長いですがけれども、いわゆる環境アセスメントの一番最初の手続きであります配慮書の手続き、これの省略ができるというようなメリットがございます。こういったことによって、再生エネルギーの導入の事業を迅速に進めていこうというようなものがこの事業になります。次のページを御覧いただければと思います。

この、脱炭素化促進区域の設定について、国の省令基準というものがございます。国の環境保全に係る基準の設定というところ一番上の行になります。国の省令でもってこの再エネの促進区域から除外すべきエリアと、考慮すべきエリア事項というものを省令で定めております。

2番、都道府県の環境配慮基準の設定ということでありまして。県はこの国の基準の他に、県として除外すべきエリアや市町村が考慮すべき事項というものを定めます。これが県の環境配慮基準ということになります。

3番、「促進区域地域の学校のための取組」等の設定ということで市町村は、この国の基準、県の基準に基づいて市町村が促進区域等の設定をいたします。

それを踏まえて4番、5番になりますけれども、事業者が地域脱炭素事業計画を策定し、それを市町村が認定をして事業を進めていく。こういった事業のスキームになっております。

次のページをお願いいたします。この表は、国が省令で定める基準であります。再生エネルギーを導入促進するエリアとして除くべきエリア、除くべき区域といたしまして国から、例えば自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、自然公園法に基づく国立国営国定公園、特別保護地区等々が国の基準として定められています。

また、配慮すべき事項として一番右下になりますけれども種の保存法に基づく国内希少野生動植物の生息・生育への支障、こういった事に配慮するよう省令になります。

次に、具体的に岩手県基準がどのようなものか、御説明いたします。

計画の別冊として、促進区域の設定に関する岩手県基準というものを定めようというものであります。

まず、趣旨であります。温暖化対策推進法に基づいて岩手県の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用促進に関する事項として、県の実行計画に掲げる温室効果ガスの排出削減目標及び2050年度温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成するため、地域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを最大限活用しつつ環境保全に配慮して、市町村が地域脱炭素化促進事業対象となる区域を設定する際の基準を定める趣旨で記載しております。

2、基準を定める地域脱炭素化促進事業施設の種類のということで、本県では太陽光発電施設と風力発電施設の二つについて、今回基準を定めようと考えております。

他にも、地熱、バイオマスについても基準を定めることができるとされていますが、現在既に多くの開発計画があり、動いているこの二つの施設の種別について基準を定めようと考えております。

太陽光発電施設の促進区域に含めることが適切でないと認められる区域で説明をいたします。

3ページ、別表1になります。こちらが、太陽光発電施設について促進区域に含めることが適切でないと認められる区域として県が定めようというものであります。

例えば、土地の安定性への影響、一番上にありますけれども、土地の安定性への影響ということで砂防法に基づく砂防指定地、次の項目、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響ということで、鳥獣保護管理法における国指定鳥獣保護区、また、県指定鳥獣保護区、その他、国立公園、国定公園の第2種第3種特別地域でありますとか、県立自然公園の第1種から第3種の特別地域、ほかに本県独自のものといたしましては、世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯、そういったものを再生エネの導入の促進的領域から除くべき区域と定めております。

次に4ページの別表2です。考慮すべき配慮事項というものであります。エリアとして除く区域までは指定はしませんが、こういった配慮をしていただきたいというような基準になります。

太陽光につきましては、騒音による影響ということで学校や病院の保全対象施設、住宅、こういった情報収集をいたしまして適正な配慮のための考え方、また、パワーコンディショ

ン設置場所の調整をして、保全対象施設住宅からの離隔距離を確保すること、またはパワーコンディショナーに壁を設ける等の防護対策を講じる事。こういった配慮の考えを基準として定めております。

次、9ページ、別表3、風力発電に関する基準であります。促進区域に含めることが適切でないと思われる区域除くべき区域については、基本的には太陽光発電施設と同じになっております。

次の別表4、風力発電設備の考慮すべき配慮事項です。これは風力発電で騒音による影響につきましては、設置場所の適正な配慮のための考え方になりますが、風力発電設備の設置場所を調整して保全対象地施設や住宅からの離隔を1km程度確保すること。また、設置を予定場所から2km以内にそういった施設や住宅がある場合には騒音による影響調査、予測し、その結果に応じて必要な環境保全措置を検討すること。

こういった配慮基準というのを県で策定することにより、市町村で再エネの導入をしていくエリアを誘導し、再生可能エネルギー地域の自然と環境保全と調和した形の再エネ導入を進めていきたいと考えて設定するものでございます。説明は以上となります。

○丹野部会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問や御意見はございませんでしょうか。

○五十嵐専門委員

御説明ありがとうございます。東北経済局の五十嵐と申します。私どもがFITの制度を運用している関係もありましてその面から一点御意見させていただきます。実は皆さん、すぐ新聞等でご承知かもしれませんが、太陽光とか風力という立地に当たっては大抵、林地開発を伴うということもありまして、住民からの反対運動が結構行われている地域がございます。

そういう意味で今回の温対法に基づくゾーニングの話については大変、立地を促進する一つ的手段だと考えておりました、是非とも進めていただきたい。その際は実際に立地するのは市町村に立地するという事になりますので、そういう意味では市町村の意見も是非取り入れていただきましてゾーニングを進めて頂くようにぜひともお願いしたいと思います。

○丹野部会長

事務局から何かございますか。

○環境生活企画室 森特命課長

ありがとうございます。実行計画につきましては、法律上、関係の自治体からの意見を聴く事になっておりました、パブリックコメントや市町村からの意見を聴きながら策定を進めていきたいと思っておりますし、またそこに至るまでの間でも様々な機会で各市町村から意見を聴きながら進めていきたいと考えております。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか。

○中田専門委員

一つだけ参考までに、風力発電所の隔離距離として最低1kmそれから1kmから2kmの範囲に住宅がある場合は何らかの調査をして必要な処置を講じるという。

単純にその根拠は何ですか。世界中、風車があるし、日本もですが何かそれに準じたものがあつたら教えてください。

○環境生活企画室 松本主査

まず、風車から離隔1kmというのは過去に岩手県で環境アセスの手続きの中で風車から1km以内に住宅があつた事例がありまして、その時に知事意見として配置を見直すよう意見をつけたことがありましたので、それに対して1km以上確保することにしております。

それからもう一つ、2km以内にそういった住宅、保全対象の施設がある場合の調査、予測をする事は、促進区域になって促進事業として認められた場合、環境アセスの配慮書の手続きが省略されるという事がありますので、その配慮書の手続きとのバランスを考慮したもののなっています。

近年、岩手県内で環境アセスの手続きをしているものについては、事業者の方で出している配慮書の中で風車から2km以内の調査対象の範囲としているものが幾つかありましたので、それを基にして2km以内を調査する事にしております。

○古谷専門委員

御説明ありがとうございます。この制度からすると効果的な事を言っても仕方ないですが太陽光と風力をやりますという事で、残りの小水力、地熱、バイオマスについて比較すると、結構そちらの方のメリットが大きい施策なのかというような気がするのですが。そこでなおかつ、岩手県のポテンシャルを見ると割とそこの残りの三つ、小水力は分かりませんが、地熱とバイオマスは割とポテンシャルがあるのかなと思います。そこは今後、同じように検討されていく方向なのかどうか。いかがでしょうか。

○環境生活企画室 森特命課長

まず一つは環境影響が非常に大きい、大きな影響が環境にあるという事と、既に複数の開発計画が進んでいるというこの二つから、まずは太陽光と大規模な風力についての基準を定めております。

これは、県が基準を定めないと国の省令に基づいて国の省令のみで市町村は促進区域を設定する事が出来るというもので、その促進区域が設定できないというものではありません。

地熱につきましては、複数、開発計画が出てくるというよりは、どちらかというと、一件、二件という形で出て参りますので、それについては基本的に都度の対応と思っております。

小水力につきましても、今のところ色々様々な利水の問題等々もございまして県内あちこちで開発が進んでいるというような状況でございませし、そこまで太陽光ですとか風力のような、環境への影響というのは比較的大きくないと思っております、市町村促進区域として検討していただければと思っております。

市町村がこの促進区域を設定する際には、あらかじめ県に相談するというような仕組みにもなっておりますので、その市町村の計画と併せて市町村に助言をするなりして進めていきたいと考えております。

○古谷専門委員

バイオマスはいかがでしょうか。

○環境生活企画室 森特命課長

バイオマスにつきましても基本的には、同様と考えています。

○齊藤委員

バイオマスはアセスの対象になりますか。

○環境生活企画室 松本主査

バイオマスは確認したいと思います。

○古谷専門委員

この制度とするとそこまでのメリット性があまりないかもしれない、まずは太陽光、風力をやっていますということですね。わかりました。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか。

○齊藤委員

齊藤です。私は環境影響評価技術審査委員も兼ねていますので、保全を守るという立場からと、こういった再エネを促進させるという両方からの立場に立ちます。

どちらからの意見も少し聞いた上で私の意見として、この間も関係部局審査会の方でも話をさせて頂きました、今回、県が促進区域の設定に関する基準という考え方ですけど、逆に要するにここは駄目だと決めるものだと認識をしていました。

このとおりであるとすると、ここは駄目だという所をはっきり示した方が市町村は分かり易い。それ以外のところはもう促進区域になり得るものだと考えられますので、ここで言う例えば太陽光や風力発電の促進区域に含めることが適切でないと思われる区域で別表1がありますから、ここ明確にさせていただいて、それをマッピングできるものであればそうい

ったものを提示すると市町村の方が非常に分かり易い、ここは大丈夫かなと言って県に相談するような形の流れになると思いますので、そういったことをご検討いただければと思います。意見です。

○丹野部会長

オンラインで参加の先生方は、特に無さそうですがよろしいですか。

○中田専門委員

今の齊藤委員に続いて、GISとか地図情報で可視化する予定ですか。

○環境生活企画室 松本主査

可視化するとなると、外部委託することになるかと思います。

○環境生活企画室 森特命課長

補足をいたします。今の既存の環境省のシステムを使いまして全てではないですが、この中にあるエリアを地図上に落とすことはできます。

我々県で持っているデータでまだアナログのデータもありまして、全てをGISにすることは難しいですが、全てではなくても既に空間情報化されているものについてはマッピングできるような状況になっております。

○中田専門委員

今、環境省にREPOSという大体12～13年経っていて、ここ1～2年の進化はかなりデジタル系で、かなり飛躍的に進んでいます。

逆に、今まではイマイチでした。最近はそのに再エネの風速、太陽の日射から出てきた数字データがもの凄く完成度が細かく、例えばため池とか、国立公園以外を除外するというフィルターを毎年かけて、段々真実に近くなっている気がします。

そういうものに、見る人はそれを見てたくさんあるというのがわかって次に開発計画して、それを別のアナログの資料を、自分で考えるのはとても大変なので、やはりそのREPOSに則ったGISに県の付加情報を入れておくのが一番スマートだと思います。REPOSは実はGISに卓越したコンサルタントが十年間ずっとやっています、そこが変わることはないだろう。

そういうところに、きちんと補修する。やはりドイツ、他の国は全部それが出ています。ですから住宅を建てたり、或いは高速道路沿いはむしろ太陽電池をどんどん建てていいと。つまり高速道路に住む人はまず居ないです。非常に都市計画というか、むしろ違いますけど、そちらとリンクしたその地割というのがしっかり出ているので今のようなその情緒的なトラブルが起こらない。

それは多分10年から20年前にとっくにクリアしているのはヨーロッパ、アメリカも、ぜひ率先して入れていくのが一番妥当だろうと思います。

○丹野部会長

では井上委員、お願いします。

○井上委員

私はここに着任するまで、つい先週まで気候変動国際交渉を担っておりました。その中でCOP交渉、グラスゴーの交渉とG7・G20色々出ていたわけですが、その中で特にG7の中で大きく言われていたのが、自然を守る事、つまりそれは気候変動を守る事だと、気候も自然も同じだという強いメッセージです。

これはグラスゴーに行った時もそのメッセージが出ていて、その声がどんどん強まっております。なので、この促進区域の業務も両方守らないといけないという非常に難しいものです。ないとは思いますが、やっぱり再エネを入れて脱炭素する為には自然を壊すのは仕方ないというような声もないと思っておりますが、もしもあったとしたらそれはおかしいということは、今の国際的な流れからしても違うということも守らないといけないという非常に難しい命題があるというところ、これからもどんどん強まっていくところですので、自然を守りながら脱炭素を目指すこと。この両立をするという大きな命題の一つの、難しさの発言が出ているのだと思っておりますけども、重要なテーマなので引き続きよろしくお願いします。

○丹野部会長

ありがとうございます。その他、ありますでしょうか。なければ、次の説明をお願いします。

○生活環境企画室 森担当課長

それでは資料3-4「地球温暖化への適応策」になります。地球温暖化の適応策について御説明いたします。

昨年10月、国の気候変動適応策適応計画が改定をされまして、項目の見直しとまたKPI設定等が行われております。県計画は国計画を勘案して策定するということとされておりますので、今般、地球温暖化対策実行計画の見直しなどを行う事となります。

まず気候変動適応とはということでありましてけれども、この右のポンチ絵を御覧いただければと思います。

地球温暖化対策には緩和というものと、適応という二つの柱で対応していく事とされております。

温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことが緩和、これに対してすでに起こりつつある気候変動影響への防止低減のための備え、新しい気候条件の利用、これを行うことを適応といいます。

今回修正、改定をしようとするのは適応の計画であります。

次のページの③、国計画の改定の概要と県計画の見直しの方向であります。

A～Cまで書いておりますけれども、本県の気候の現状と将来予測における時点修正と項目の追加をしております。

また、B、国の計画に沿った分野ごとの影響と将来予測の項目の見直しと適応策の追加をしております。

また、C、目標の設定でありますけれども、国において新たにKPIが設定されたことを踏まえまして、県の施策県の計画についても、KPIの設定をしたいと思っております。こちらの指標の設定につきましては、削減計画と同様、今後の検討とさせていただきたいと思っております。

それと適応につきましては、素案の第7章、84 ページになります。第7章「地球温暖化への適応策」について御説明させていただきます。

まず、数字の時点更新等を行っている「本県の気候の現状と将来予測」本県の気候変化というところで、例えば盛岡では100年あたり1.8℃の割合、宮古では、100年辺り0.7℃の割合で平均気温が上昇している、こういった気象庁からの情報をいただいて、資料を更新しております。

次、86 ページの降水量の変化でありますとか、そのあと本県近海の海面水温の変化、また88 ページだと気候の将来予測ということで、気象庁の方で行っていますシミュレーション等を用いた気候の将来予測、こういった辺りが新しい知見で書き直しているというものでございます。

これを実際の県内の各分野に当てはめたものが91 ページからになります。七つの分野ごとに、現状と将来予測を書いております。

農業・林業・水産業でありますけれども、例えば農業の水稻でありますけれども、現状、既に本県でも胴割粒、お米の真ん中に横のひびが入るようなものでありますけれども、そういったものによる品質の低下が見られているというようなことが起こっております。

将来の気候変動の気温上昇でございますけれども、降雨パターンの変化、これによって年間の生産量でありますとか、米の品質の低下というのは懸念をされている事を記載しております。

その他92 ページに参りますと、果樹・りんごの着色不良でありますとか、また野菜の栽培時期の変化、畜産物における動物感染症の流行、水産業の回遊性魚介類、鮭とかになりますけれども、もう既に起きています漁獲可能量の減少、こういった事を将来の予測ということで記載をしております。

その他96 ページ、水環境・水資源でありますとか、河川の水質の悪化、雪解け時期の早期化による河川流量の減少、98 ページ自然生態系では、ニホンジカ、イノシシ、野生鳥獣の増加や生息域の拡大。またそれに伴う農林の被害の増加。100 ページに参りまして、自然災害、沿岸域といたしまして、洪水被害の拡大ですとか高潮リスクの防災、海岸浸食、土石流の増加そういったことを記載しています。

こういった各七つの分野でありますけれども各分野におきまして、今起きている現状、また今後気候変動によってもたらされる可能性がある状況といったものを、各部局とともに検討を進めています。

109 ページまで飛んでいただきまして、このような現状や将来予測に基づいて本県における適応策を今検討しているところであります。

それぞれの項目につきまして、国の気候変動影響評価結果というのをごさいます、これを踏まえまして、各々の項目の重大性、また緊急性確信の可能性の高さについてそれぞれ評価を行っております。それを更に具体的な対策という形で記載をしていくという部分になります。

110 ページ以降、それを記載しております。今現在、これらについては庁内で検討を進めているところでありまして、例えば 111 ページの具体的な適応策、農業については赤文字が今回新たに記載を追加したところになります。

畜産や飼料作物については、家畜伝染病指標の流行状況の調査が必要であることや、畜産農場への衛生管理指導の強化徹底が必要であること。そういったことを各分野において今検討を進めているところでございます。

今後、具体的な適応策につきましては、全体の計画等も併せて今後さらに検討を進めていきたい、今現状こういった項目で検討を進めています。適応策の説明については以上でございます。

○丹野部会長

ありがとうございます。ただいまの説明に御質問や御意見はありますか。

○中田委員

新しい分野で、そういうセンターを国環研の中に作ったのが新しいし、まだこれからですよ。今回かなり赤字で相当の文章量を追加して入れたということで、岩手県版がこれから始まる感じがしました。

ただ、どうしても自分のこだわりのあるもの、例えば 114 ページのエネルギー需給を見ると、何となくギクシャク感があって、再生可能エネルギー由来の水素の利活用とか、北上川上流流域下水道の発電等、突出したトピックが入ってきて、でもこれは本来、今日の前半に出てきた色々な温暖化対策、或いはゼロカーボンの政策が全てここにも入るような物だと思うのでどうでしょうか。

代表例としてここに入る、この 4 つだけで代表するとなるとかえって全体もロジックが崩れてしまいそうです。ちょっとした表現も工夫していくと、皆さんが気づいたときにまたどんどん追加できるようになるし、何か県でしている事をゼロカーボン施策に加えて、適応策としても進めていると言い換えられますよ。何かそんなふうにしていくというポジティブに色々な事ができるのかなと思われました。以上です。

○丹野部会長

井上委員よろしくお願いします。

○井上委員

御説明ありがとうございました。私が説明を聞き逃していたところがあるのだろうと思って恐縮ですが、資料の最後の方で影響評価、今後実施すると書いてあった所について

ですけども、110 ページのところ、本県の影響評価というところですが、順番としては影響評価をして、それで適応計画を改定するということだと思いますが、今後は影響評価を代替として測定等を踏まえて、改訂するというそういう流れになるのでしょうかという質問になります。以上です。

○環境生活企画室 森特命課長

現在、この影響評価の重大性、緊急性、確信度の検討と具体的な適応策の検討を併せて庁内で検討を進めている状況でございます。今は赤字で適応策で書いていますのは、現状やっていることも含めた時点更新的なところの項目出しということで書いておまして、さらに現在、庁内で進めております影響評価、この重大性、緊急性、確信度の評価結果の検討を踏まえてさらに適応策を具体化したいといった形で検討を進めて作成を進めていきたいと考えております。

○井上委員

はい、わかりました。

今回のプロセスの中でそれを同時に実施するというのと理解しました。

○丹野部会長

先ほどの中田委員のコメントに対しては、事務局からありますでしょうか。

○環境生活企画室グリーン社会推進担当 高橋課長

おっしゃる通りだと思いますので、大きな見出しのところ、主に適応策という形で「主な」を入れるのか、後段の方に「など」を入れるのか、そこは表現を工夫させていただきます。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか。

それでは次の説明をお願いいたします。

○環境生活企画室 森特命課長

資料3の市町村の取組支援についてです。国のみならず、県の削減目標を達成するためには、県のみならず市町村における取組を推進することが不可欠と考えております。

温対法の改正によりまして地方公共団体の実行計画制度が拡充をされております。

また、地域の課題解決等に貢献する再生可能エネルギーを活用した、先ほど説明申し上げました脱炭素化促進事業が創設されておりますし、計画の認定制度といったものも創設をされております。

これの基となる実行計画の、現在の県内の策定状況でございますが、県内の実行計画、中核市より大きなところ、岩手県ですと県と盛岡市の策定の義務でございまして、それ以外の市町村については、努力義務とされているものでございます。

県内市町村において実行計画を策定しているのは、今のところ6市町となっております。

また、下の黒ボツですけれどもも継続的、また、多面的に国からの支援を受けられる脱炭素先行地域というものの、今のところ県内では採択に至っていないということがございます。

こういったことから、地域脱炭素化に積極的な市町村の支援、またこれから取組を進める市町村の底上げ、こういったところを県と市町村、市町村と市町村の連携強化が必要と考えているものでございます。

次のページ、対応方針というところを御覧いただければと思います。現在行っている事も書いておりますけれども、市町村の実行計画の作成でありますとか、脱炭素先行地域の計画づくりの相談に対する助言といたしまして、情報提供や勉強会の開催、盛岡地域や県北地域で既に行っておりますけれども、こういったもので市町村の支援を行っております。

また、今後になりますますが県と市町村で構成をするカーボンニュートラルに向けた連携会議を設置したいと考えております。

今現在、脱炭素につきましては、不定期の会議や課長級の会議がありますけれども、それを目的とした県と市町村の連携会議は設置をされておられませんので、そういったものを設置して連携を深めていきたいと考えております。

また、その脱炭素は多分に専門的な知識でありますとか技術が必要な分野でございます。外部の専門人材をアドバイザーに活用しまして、県や市町村の課題解決に向けてそれを支援していきたいと考えております。

続きまして、自立・分散型エネルギー供給システムの構築支援でございます。エネルギーの地産地消や非常時の地域での電力を確保するためには、地域の新電力と言われるような特定地域で電力を供給する事業者と一緒に事業を進めていくことが重要かと考えています。こういった市町村や事業者の協議の場を設置することによりまして、地域新電力の活用に向けて、協議を設置して取組を進めていきたいと考えております。

最後に、次のページ、再生可能エネルギーの導入支援であります。再三、御説明をしておりますけれども再生可能エネルギーの導入の促進に当たっては、環境や景観への配慮が重要で必要であると考えております。地域に根差した再生可能エネルギー導入促進に向けた、市町村や事業者の対象としたセミナーの開催、先ほど説明を申し上げました導入促進を進める市町村が促進区域を設定する際の環境配慮基準の作成といったことで、自然保護と環境保全と共に再生可能エネルギーの導入を進めていきたいと考えております。こういった内容につきまして、素案第8章において、記載をさせていただいているところでございます。説明は以上でございます。

○丹野部会長

ありがとうございます。御質問、御意見等ございますか。

○五十嵐委員

市町村に対する支援ということで、とても内容を拝見して賛同できる内容で是非これを実施していただきたいなと感じております。特に市町村は、ここにも書いてある通り、市町

村の場合やはり専門的な部分がどうしても乏しいというですね、不十分の部分がありますので、そういう意味ではアドバイザーそういった制度を使っていたらご支援いただけるというのは非常に私共としても大変ありがたい賛同できる事だと思います。

一点、最後の再生可能エネルギーを導入のうち、対応方針の2ポツ目で「個別の事案対応チーム」という言葉が出てきていますが、これのイメージを教えてくださいませんか、と思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境生活企画室 川端主任主査

この対応支援チームにつきましては、令和元年に設置させていただいています。東北経済産業局資源エネルギー環境部のエネルギー対策課様、県の環境生活企画室、岩手県内の関係市町村で枠組みを設置させていただいているもので、個別事案について、先ほどお話もありましたとおり、市町村は専門的な知見等がなかなか少ないという事でもありますとか、他の市町村等の取組の情報も少ないという事もあるようですので、こういう個別事案が発生したときには、国、県、市町村が連携して、対策チームという形で課題解決を進めて行くというものです。今のところ、実際にチームを動かした事案は発生していないという状況でございますが、こういう枠組みをセットしているという事でございます。

○五十嵐委員

私共も入っていたということで、どうもありがとうございました。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか。

○中田委員

大分、前向きのお話が出てきて非常に楽しいというか前半はやはり環境基本計画に準じたような、かなり形式を重んじているので、どうしても重箱の隅を作るような感じですが。

やはり自由に、こういう発想していくのは見ても何か明瞭ですよ。こちらの方が何か行政の仕事として面白いという感じがしますけど。

それでただもう一歩出て行くと、おそらく、自立分散型エネルギー供給システムというのは、色々やっていますがなかなか日本独自の事業者の感性というのが強くて、国レベルだったらまだ上手に、電力需要、系統の解放なかなかまだ機動的に出来ずにまだ、むしろ今保守性に戻ってきているところもあります。

ですから、何かイメージとして環境省が進めている、ゼロカーボンあるいは脱炭素先行地域の社会実装とエネ庁の地域のエネルギービジネスを支援するという事を合わせる様な機能ですね。県の本庁の直轄の行政に持ち込むよりは少し外に出して、何かそのエージェンシーのような形で、そういうことで、環境省の良さとエネ庁の良さを入れてやはりその油とか電力といった明治以来の事業者に対峙できるようなビジネスモデルを作っていくという時代かなと思います。

ちょうど私もドイツに回った時にはやっぱりエナジーエージェンシーが州レベルであって正に県くらいのスケールですよ。そこに電力のプロも居れば、ガスのプロも居れば、そして環境行動に非常に長けた市民の人も入ってくる。私は州政府かと思ったら州政府とその表裏一体化した民間に近い団体がちょうどお互いに、相互間しながら動いていてそんな機能がそろそろ必要かなと感じました。

二つ目は脱炭素先行地域、結構厳しいことを書いていると思って。採択に至ってないってことで、その通りですよ。今東松島と、大湊村ということで、私が聞いた情報だと宮古市も次の第2回に応募するというので、環境事務所の東北の皆さんと何度もアドバイスを得ながら、今申請の最終段階にあると聞いていますので、ぜひ応援したいと思っています。以上です。

○環境生活企画室 川端主任主査

ありがとうございます。二点いただきました。自立分散型エネルギー供給システムに関しては、県内33市町村ございますが、非常に積極的に取り組んでいただいている地域が幾つかございます。県としても独自の補助金で、計画策定の支援をやらせて頂いております。

ただ、行政だけではなくて、現在、県内9カ所ほど地域新電力がございますが、そういった事業者、県・市町村、あるいは地域住民の皆様も巻き込むような形で取組が出来る枠組みのようなものが必要だと思います。地域の良い取組が県内全域に波及効果が及ぶような取組を今後行っていきたいと思っています。

また先行地域につきましても、手を挙げている市町村、手を挙げる予定の市町村と様々な意見交換をさせていただいております。県としても国の説明会等に参加させていただいて、色々課題等は認識してございますので、出来る限り市町村さんの助けになるような形で支援をさせていただきたいと思っています。

○丹野部会長

その他についてはございますか。

市町村支援強化等、全体の見直し案についてですが、補足や御意見として残した事などございましたら今の支援強化に関わらず、御意見いただければと思います。

井上委員、お願いします。

○井上委員

はい。どうもありがとうございました。最後のところ、選考地域については二次募集、御案内の通り昨日始まっておりますので、ぜひ積極的に提案いただければと思っていますし、今お話ございましたように、何かご相談があればオープンにこちらもご協力したいと思います。何かございましたらご連絡いただければ幸いです。平素からのご協力に感謝申し上げます。以上です。

○丹野部会長

ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

○中田専門委員

冒頭に申し上げた、暮らしと産業の区分は今拝見したような資料の2-2の52ページにしっかりと表が書いてあったので、一応ここに定義したということですね。ただ無理な感じもあり、岩手県の産業はこうだって定義しなくても世界中の産業は左側の部分で動いているので、そんなに無理しなくていいと思いました。以上です。

○丹野部会長

その他ありますでしょうか。

私も一点確認ですが、この資料に書かれてある内容自体は県民に公表されるのかどうかという点、質問としてあったかと思えます。その点について、コメントいただければ。

○環境生活企画室 森特命課長

本日の大気部会についての資料は全て議事録を作成します。資料についても公開があります。最終的に素案として出すときに、また、パブリックコメントにする時この素案以外に説明する資料もしくは概要として、また、おそらくこれとはまた別な形になると思いますが、できるだけ分かり易い案の実行計画の理解の助けになるような資料をまた別途作成したいと思っています。

○丹野部会長

ありがとうございます。一番今日話題に出たところとして、目標値を県民にどれだけ分かり易く説明していくかというところが、テーマとしてあったと思いますので、この点、ぜひお願いできればと思います。

その他なければ、次に進ませていただきたいと思います。事務局からお願いいたします。

○環境生活企画室 森特命課長

その他、今後のスケジュールについて御説明を申し上げます。

資料3-6でございます。

本日いただきました意見を踏まえて、素案の修正をいたします。その後、9月9日、2時半から4時半の予定をしております。また大気部会等開催をしたいと思っておりますので、御意見いただければと思っております。

その後、9月21日水曜日の1時半から、環境審議会親会議の方で実行計画について議論いただくことにしております。環境審議会につきましては、専門委員の方ではなく委員の方の出席の予定をしております。

その後、11月に参りまして県議会12月定例会での報告、またパブリックコメント、それを踏まえまして、来年2月2日の大気部会において、実行計画の改定案をお示しさせていた

だければと思います。その後、環境審議会を出て、県議会２月定例会で承認をいただければ、３月に計画を策定公表という全体スケジュールになっております。スケジュールについては以上でございます。

○丹野部会長

ありがとうございます、その他ありますでしょうか。

なければ議事は以上になりますので進行事務局にお返しいたします。

○環境生活企画室 川端主任主査

部会長ありがとうございました。それでは以上をもちまして、第４６回岩手県環境審議会大気部会を終了いたします。本日は長時間どうもありがとうございました。